

10 農林水産省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 再々検討要請回答

管理コード	1020110	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	四国や西日本における獣医師を志望する高校生の教育機会を高めるとともに将来の四国地域における獣医師の不足解消に寄与するため、文部科学省が定員増を規制している獣医学部(学科)について設置を求める。	都道府県	愛媛県
		提案事項管理番号	1062010
提案主体名	今治市 愛媛県		

制度の所管・関係府省庁	文部科学省 農林水産省
該当法令等	-
制度の現状	当該提案に対して規制をかける制度は、文部科学省が所管している。

求める措置の具体的内容	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取り扱いに関する基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(具体的事業の実施内容)</p> <p>都市再生機構、今治市及び愛媛県が行う今治新都市開発整備事業により整備した宅地に、学校法人が世界水準の高度な獣医学教育を行う大学獣医学部を設置することで、即戦力となる獣医師を養成し、四国や西日本の高校生の教育機会を高めるとともに、将来の四国ブロックにおける獣医師の不足を解消し、大学を核とした地域再生を果たしたい。</p> <p>(提案理由)</p> <p>鳥や豚のインフルエンザなど人獣共通感染症の脅威が高まる中、日本獣医師会などから産業動物分野、公衆衛生分野、小動物臨床分野の獣医学教育の改善が課題と指摘されている。このため、こうした課題に対応する世界水準の教育課程や教員配置を行う高度な獣医学教育を行う大学獣医学部を設置するための規制緩和を行う特区の設置を提案する。米国では獣医職を人材養成の中心課題とし、連邦獣医学施設の抜本的拡充が図られているが、わが国ではペット産業の隆盛が産業動物分野、公衆衛生、食品衛生、動物検疫などへの人材供給にマイナスの影響を及ぼすことが懸念されている。現在全国930人の定員の内、西日本には国公立大学の165人しか割り当てがなく、箱根以西でも195人しかない。特に、四国には1つも獣医学部がないことから、卒後研修機関もない。一方、家畜衛生や公衆衛生分野を担う自治体に勤務する獣医師不足は危機的状況にある。このため、特区で獣医学部を設置し、四国の学生の進学を増加を図り、学生募集の地域枠の設定や卒業生の四国への従事を奨めることなどにより、農林水産省の「獣医師の需給に関する検討会報告書」で示された将来の四国の獣医師の供給の不足、特に、家畜衛生や公衆衛生分野を担う獣医師不足の解消、新興の動物の伝染病等に迅速かつ専門的な対応が可能になり、動物医療の推進や高次医療の展開に貢献できる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容
当方では、当該提案に対して規制をかける制度を所管しておらず、文部科学省が判断すべき事項である。			

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。			
提案主体からの意見			
<p>平成19年5月に農林水産省の検討会でとりまとめられた「獣医師の需給に関する検討会報告書」では、獣医師の活動分野間、地域間の偏在の是正は、獣医療の提供体制の整備のための基本方針の策定の中で考慮されるべきとされているが、特に地域間の偏在の是正についてどのような議論がなされているのか知らせていただきたい。</p> <p>また、今後の情勢の変化によって需給見通しが常に変化していくため、今後とも定期的に獣医師の需給見通しの策定を行い、需給動向を慎重に見極める必要があるとされていることに対し、どのように対応されているのかお示しいただきたい。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し
<p>現在、獣医事審議会計画部会において、獣医療法第10条第1項の獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（以下、「基本方針」という。）の策定に関する審議が進められており、地域間の偏在の是正のためには、都道府県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画の策定が重要であるといった意見が出されているところです。（獣医事審議会 URL: <a href="http://www.maff.go.jp/j/council/zyuizi/index.html">http://www.maff.go.jp/j/council/zyuizi/index.html</a>）</p> <p>また、現在は平成19年5月の「獣医師の需給に関する検討会報告書」を踏まえた上で、獣医療施策を行っているところであり、基本方針の策定後にこれらの施策の効果を踏まえつつ、獣医師の需給に関する検討を行いたいと考えています。</p> <p>なお、農林水産省では、学生に対する臨床実習や獣医師の卒後研修等、産業動物獣医師の育成・確保対策を実施しております。また、一部の県においては、①獣医系大学の学生を対象とした奨学金制度の創設、②初任給調整手当の導入等給与面での改善等の取組が行われているものと承知しています。</p>			

## ○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。			
提案主体からの再意見			
<p>獣医師の地域間の偏在の是正のため、出来るだけ早急に獣医事審議会等における検討を進めていただきたい。</p> <p>なお、奨学金制度の創設や給与面での改善等の取り組みは、本県でも検討を行う必要性は認識しているが、各都道府県がそれらの取り組みを進めたとしても、家畜衛生等の分野を担う地方自治体勤務獣医師の確保が危機的な状況にあることの抜本的解決にはならないのではないかと懸念しています。</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	E	「措置の内容」の再見直し
<p>現在、獣医事審議会において、獣医療法に基づく「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」の策定に向けた審議が進められており、今年度中に新たな基本方針を策定・公表することとしております。</p> <p>農林水産省としても、家畜保健衛生所の獣医師等を含む産業動物診療に携わる獣医師の育成・確保が図られるよう、学生に対する臨床実習や講習会の実施、修学資金給付事業について、従来から取り組んでいるところであり、今後、これを更に拡充する方向で検討して参ります。</p> <p>また、家畜衛生分野を担う地方自治体勤務獣医師を確保していくためには、一部の県において主体的に取り組まれている修学資金制度の創設や処遇改善等が重要な取組になると考えております。</p>			